

第72号 (令和3年11月2日)



日本年金機構
Japan Pension Service

編集責任者 事業推進統括部
部長 立田 英人

➤ 機構ホームページ

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

➤ 機構公式Twitter

アカウント名 (@Nenkin_Kikou)

はじめに

【目次】

- はじめに
- 障害年金講座
- 機構からの連絡
- 年金局からの連絡
- 広報の広場
- 地域の独自情報
- 編集後記

皆様こんにちは！11月号の「かけはし」をお届けします。

さて、本号では、令和3年の「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関する内容や、全国都市国民年金協議会からの要望に対する回答について掲載しています。また、障害年金講座では、前号に引き続き、障害年金用診断書を確認するときの留意事項をお伝えします。

ぜひ日々の業務にお役立てください。

引き続き、市区町村の皆様との「かけはし」となるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いたします。

障害年金講座

第24回！

障害年金センター



平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いたします。

さて、今回のテーマは、

障害年金用診断書を確認するときの
留意事項

です！

受付・点検に係る留意事項について

前号（第71号）に続いて、障害年金用診断書を確認するときの留意事項についてお知らせします。

1. 診断書の種類について

診断書は、請求者の障害の程度を確認するための重要な客観的資料となります。

そのため、障害給付の診断書は、具体的な障害の程度が明確に判断できるように次の8種類に分かれています。

(1)	眼の障害用	(様式第120号の1)
(2)	聴覚、鼻腔機能、平衡機能、そしゃく・嚥下機能、音声または言語機能の障害用	(様式第120号の2)
(3)	肢体の障害用	(様式第120号の3)
(4)	精神の障害用	(様式第120号の4)
(5)	呼吸器疾患の障害用	(様式第120号の5)
(6)	循環器疾患の障害用	(様式第120号の6-(1))
(7)	腎疾患・肝疾患・糖尿病の障害用	(様式第120号の6-(2))
(8)	血液・造血器・その他の障害用	(様式第120号の7)

2. 診断書確認時の留意事項（循環器疾患の障害用）

今回は、8つの診断書の中から循環器疾患の障害用診断書（様式第120号の6-(1)）を確認する際の留意事項についてお知らせします。

◎循環器疾患の診断書を使用する主な傷病名

<心疾患>	<高血圧>
慢性虚血性心疾患、冠状動脈硬化症、狭心症、僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症、心筋梗塞、僧帽弁狭窄症、ブルガタ症候群、胸部大動脈瘤解離、肺血栓塞栓症、肺動脈性肺高血圧症、慢性心包炎、リウマチ性心包炎 など	悪性高血圧、高血圧性心疾患

【注意】

1. 初診日から起算して1年6月を経過する前に、心臓ペースメーカー等を装着・施術した場合は、心臓ペースメーカー等の装着日・施術日が障害認定日となります。

なお、心臓ペースメーカー等の装着日・施術日以降に病状が悪化し、法令に定める障害の状態になったときには、1年6月を経過していなくても事後重症による障害基礎年金の請求は可能です。

2. 人工弁（弁置換術）には、機械弁、生体弁（豚、牛、ホモグラフト）がありますが、弁形成術に使用する人工弁輪は人工弁ではないので、上記1の取扱いには該当しません。

循環器疾患の障害用診断書
【表面】

○診断書①欄～⑨欄

診断書①欄から⑨欄の記載事項（障害の原因となった傷病名、初めて医師の診療を受けた日等）は、障害の状態にかかる診断記録とともに、年金の審査で不可欠な事項となるので、記入もれがないこと。

(内) 国民年金 厚生年金保険		住所 (フリガナ) 氏名	
住所 (住所地の郵便番号)		都道府県	
① 障害の原因となった傷病名	② 傷病の発生日	昭和 年 月 日	本人の申立てによる場合 ② 本人の申立てによる場合 ③ 本人の申立てによる場合
④ 傷病の原因または誘因	③ ①のため初めて医師の診療を受けた日	昭和 年 月 日	本人の申立てによる場合 ④ 本人の申立てによる場合 ⑤ 本人の申立てによる場合
⑦ 傷病が治った(症状が固定して治療の効果が期待できない状態を含む。)かどうか	⑤ 既存障害	初診年月日 (昭和・平成・令和 年 月 日)	⑥ 既往症
⑧ 診断書作成医療機関における初診時所見	⑨ 現在までの治療の内容、期間、経過、その他参考となる事項	初診年月日 (昭和・平成・令和 年 月 日)	

○診断書②欄～③欄

診断書②と③欄の「本人の申立て」に○が付されている場合は、()内にその申立て年月日が必ず記入されていること。
(本人の申立てが、初診時の問診で確認できるか、診断書を持参したときの申立てなのかを判断するため)

障害の状態 ⑪ 循環器疾患 (平成・令和 年 月 日現在)	
1 臨床所見 (1) 自覚症状 動悸 (無・有・著) 呼吸困難 (無・有・著) 息切れ (無・有・著) 胸痛 (無・有・著) 咳 (無・有・著) 痰 (無・有・著) 失神 (無・有)	(2) 他覚所見 チアノーゼ (無・有・著) 浮腫 (無・有・著) 頸静脈怒張 (無・有) ばち状指 (無・有) 尿量減少 (無・有) 器質的雑音 (無・有) (Levine 度)
3 心機能分類 (NYHA) (I・II・III・IV)	2 一般状態区分表 (平成・令和 年 月 日) (該当するものを選んでどれか一つを○で囲んでください。) ア 無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえるもの イ 軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や産業はできるもの ウ 歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なもの エ 身のまわりのある程度はできるが、しばしば介助が必要で、日中の80%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの オ 身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの
4 検査所見 (1) 心電図所見 (心電図所見のあるものは、必ず心電図のコピーを添付してください。) ① 安静時心電図 心室性期外収縮 () 心房細動・粗動 () 完全左脚ブロック () 陳旧性心筋梗塞 () その他 () ② 負荷心電図 () (陰性・疑陽性・陽性) ③ ホルター心電図 () (所見)	(4) 心カテータール検査 (平成・令和 年 月 日) 左室駆出率 EF % 冠動脈レン縮誘発試験 (無・有) (陰性・陽性) 左室腔径に50%以上の狭窄 (無・有)

○診断書⑪欄「循環器疾患」

「1 臨床所見」及び「2 一般状態区分表」欄が記入されていること。
 「3 心機能分類」、「4 検査所見」及び「5 その他の所見」欄については、必要と思われる項目が記入されていること。なお、心カテータール検査等について、身体的負担が大きい検査は必須ではなく、過去に行った検査結果の記入でも良い。

また、次の項目についても確認すること。

- いつの時点の障害の状態であるか判断するうえで重要な事項となるので、必ず検査年月日 (平成・令和 年 月 日) が記入されていること。
- 検査所見の各測定年月日は、現症日に近いものが記入されていること。
- 心電図所見のあるものは、心電図のコピーが添付されていること。
- 初診日から起算して1年6月を経過する前に、心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器 (ICD)、人工弁、人工血管、心臓移植、人工心臓、CRT (心臓再同期医療機器) 及びCRT-D (除細動器機能付き心臓再同期医療機器) を装着した場合は、心臓ペースメーカー等を装着 (又は施術) した日以後の現症日が記入されていること。

循環器疾患の障害用診断書
【裏面】

障 害 の 状 態

⑫ 疾患別所見 (平成令和 年 月 日 現症) (該当する疾患について記入してください。)

1 心筋疾患

(1) 肥大型心筋症 無・有
(2) 拡張型心筋症 無・有
(3) その他の心筋症 無・有
(4) 所見 ()

2 虚血性心疾患

(1) 心不全症状 無・軽労作で有・安静時有
(2) 狭心症状 無・軽労作で有・安静時有
(3) 梗塞後狭心症状 無・軽労作で有・安静時有
(4) 心室性期外収縮 無・有 (Low
(5) インターベンション 無・有 初回: (平成・令和 年 月 日)
(6) A C バイパス術 無・有 初回: (平成・令和 年 月 日)
(7) 再狭窄 無・有
(8) その他の手術 無・有 (手術名)
(9) その他 ()

3 不整脈

(1) 難治性不整脈 無・有 () (平成・令和 年 月 日)
(2) ペースメーカー治療 無・有 (平成・令和 年 月 日)
(3) 植込み型除細動器 (ICD) 無・有 (平成・令和 年 月 日)
(4) その他 ()

4 大動脈疾患

(1) 胸部大動脈解離 無・有 Stanford 分類 (A 型 ・ B 型) (平成・令和 年 月 日)
(2) 大動脈瘤 無・有 (部位: 胸部・胸腹部・腹部) (最大血管短径 cm) (平成・令和 年 月 日)
(3) 人工血管 無・有 (部位: 胸部・胸腹部・腹部) (平成・令和 年 月 日)
(4) スtentグラフト 無・有 (部位: 胸部・胸腹部・腹部) (平成・令和 年 月 日)
(5) その他の手術 無・有 (手術名) (平成・令和 年 月 日)
(6) その他 ()

注: 高血圧症がある場合は、「7 高血圧症」にも記載してください。

5 先天性心疾患・弁疾患

(1) 先天性心疾患の場合
症状の出現時期 (昭和・平成・令和 年 月 日) (4) 肺体血流比 _____
小・中学生時代の体育の授業 普通にできた 参観していた (5) 肺動脈収縮期圧 _____ mmHg
(2) 弁疾患の場合
原因疾患 (6) 人工弁置換術 無・有 (手術名) (平成・令和 年 月 日)
発病時期 (昭和・平成・令和 年 月 日) (7) その他の手術 無・有 (手術名) (平成・令和 年 月 日)
(3) Eisenmenger症候群 無・有 (8) その他 ()

6 重症心不全

(1) 心臓移植 無・有 (平成・令和 年 月 日)
(2) 人工心臓 無・有 (平成・令和 年 月 日)
(3) 心臓再同期医療機器 (CRT) 無・有 (平成・令和 年 月 日)
(4) 除細動器機能付き心臓再同期医療機器 (CRT-D) 無・有 (平成・令和 年 月 日)

7 高血圧症

(1) 本態性高血圧症・二次性高血圧症 (病名:) (4) 眼底検査所見 (平成・令和 年 月 日)
(2) 検査成績
KW・Scheie・その他 (法): _____
血圧測定年月日 最大血圧 最小血圧 降圧薬服用
(5) その他の合併症 (大動脈解離、大動脈瘤、末梢動脈閉塞など) 無・有 (病名:)
無・有 (種) 無・有 (種) 無・有 (種)
(6) 血圧変動係数 (標準偏差) _____
尿蛋白の有無 (± | |)
(3) 一過性脳虚血発作の既往 無・有 : 1年以内・1年以上 ()

8 その他の循環器疾患

(1) 手術 無・有 (手術名)
(2) その他 ()

○診断書⑫欄「疾患別所見」
「1 心筋疾患」、「2 虚血性心疾患」、「3 不整脈」、「4 大動脈疾患」、「5 先天性心疾患・弁疾患」、「6 重症心不全」、「7 高血圧症」及び「8 その他の循環器疾患」については、必要と思われる項目が記入されていること。

○診断書⑬欄「現症時の日常生活活動能力および労働能力」
現症時において日常生活がどのような状況であるのか、また、どの程度の労働ができるのか等が必ず記入されていること。

○診断書⑭欄「予後」
現症日時点において断定できない場合であっても、「不詳」等と必ず記入されていること。

上記のとおり、診断します。 年 月 日

病院または診療所の名称 _____ 診療担当科名 _____
所 在 地 _____ 医師氏名 _____

○診断書の作成年月日、病院名、所在地、診療担当科名及び医師氏名が記入されていること。

機構からの連絡

各種取組事業のスケジュールについて

(事業推進統括部)

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

日本年金機構において、令和3年10月から令和4年2月に実施を予定している取組事業や各種発送物の送付時期につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

※ 変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【記号の区分】

■ (定例) …毎年定例の実施分、● (単発) …今回限りの単発実施分、▲ (新規) …新規の実施分

令和3年 10月

- (定例) 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の送付
→ 詳細は、本誌6頁～14頁をご確認ください。
- (定例) 国民年金保険料の免除等申請勧奨を実施（ターンアラウンド申請紙の送付）
→ 詳細は、「かけはし」第71号の12頁をご確認ください。

令和3年 11月

- (定例) ねんきん月間・年金の日（11月30日）
→ 詳細は、「かけはし」第71号の18頁をご確認ください。
- (定例) 国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）の送付
→ 詳細は、本誌16頁をご確認ください。

令和3年 12月

- (定例) 年末収納対策用納付書の送付

令和4年 1月

- (定例) 源泉徴収票の発送
→ 詳細は、次号の「かけはし」でお知らせいたします。

令和4年 2月

- (定例) 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の送付
→ 詳細は、次号の「かけはし」でお知らせいたします。

令和3年の「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を送付しています
(特定事業部・国民年金部)

「かけはし」第71号でもお知らせしましたが、令和3年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方へ、令和3年分の社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を送付しています(令和3年10月25日から11月上旬に本部から順次発送)。

所得税及び住民税の申告において、今年中に納付した国民年金保険料全額が社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられていますので、大切に保管するようお願いいたします。

	発送時期	対象者
①	令和3年10月25日(月)から11月上旬にかけて順次	令和3年1月1日から令和3年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
②	令和4年2月上旬	令和3年10月1日から令和3年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方(①の対象者は除きます。)

※令和4年2月上旬発送予定の控除証明書については、次号のかけはしで詳細を説明します。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に関する概要、よくあるご質問(Q&A)等については、日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)内に控除証明書の説明ページを設け、ご案内していますので、是非周知等にご活用ください。

日本年金機構ホームページには、年金についてお役に立つ情報がたくさん掲載されていますので、是非ご活用ください!



同ホームページでは、控除証明書に関するよくあるお問い合わせに24時間自動で回答する相談チャットを開設しています。同ホームページ内のバナーから専用ページへご案内いたします。

また、日本年金機構公式Twitterで控除証明書についての情報をツイートしています。

具体的な質問に対しては、ねんきん加入者ダイヤル（下記をご参照ください）にてお受けしていますので、お客様からお問い合わせがあった際はご案内ください。

■ 問い合わせ先の名称
「ねんきん加入者ダイヤル」

■ 電話番号
（ナビダイヤル）0570-003-004
050から始まる電話の場合は、（東京）03-6630-2525



〈受付時間〉

- ・月～金曜日 午前8：30～午後7：00
- ・第2土曜日 午前9：30～午後4：00
- ・祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。
- 「（東京）03-6630-2525」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

次のページ以降に令和3年の控除証明書のレイアウトを掲載します。

◆送付する控除証明書の様式（13月以上の前納者以外）
（10月から11月発送用おて面）

料金後納郵便

親展

△ 開封前におて名をご確認ください

重要 **社会保険料 控除証明書**
(国民年金保険料)

年末調整・確定申告で必要になる、大切なお知らせです。

発出人 **日本年金機構** 〒169-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号
Japan Pension Service 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

お間違い合わせ先、発元不明の場合の取扱先

被保険者氏名
住 所

令和3年中(令和3年1月1日から令和3年9月30日まで)に納付された
国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明します。

証 明 日 令 和 3 年 1 0 月 1 日
歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長

【令和3年中の納付済保険料額】
○社会保険料控除(年末調整・確定申告)を申告される方へ

- 「③合計額」を申告してください。
- ただし、「③合計額」に記載がない方は、「①納付済額」を申告して
ください。
- 10月1日から12月31日までに、「①納付済額」または「③合計額」
以外の保険料を納付された場合は、その分の領収書を添付し申告
してください。

社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書

納付状況の内訳

年	納付対象月											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

印

①納付済額 納付済保険料の証明額

②見込額 10月1日から12月31日までに
納付が見込まれる保険料額

③合計額 ①納付済額+②見込額
(②見込額がある場合に表示)

令和3年1月1日から令和3年9月30日までに
納付された保険料額です。

以下の場合は表示されません。
・国民年金第1号被保険者ではない場合
・令和3年3月または令和5年3月までの
保険料を前納されている場合
・保険料の未納期間がある場合 など

※上のマークは印の付合由は
方印のみの標準コードです。
2110XXXXXXX

◆送付する控除証明書の様式（13月以上の前納者）
（10月から11月発送用うら面）

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について														
<p>●証明日は、令和3年10月1日です。</p> <p>●国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。</p> <p>●ご家族の保険料も控除の対象です。 生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき国民年金保険料を納付した場合、納付した方の社会保険料控除の対象にできます。</p> <p>●申告の際は納付を証明する書類が必要です。 国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合、申告書の提出の際に、保険料を納付されたことを証明する書類（本証明書または領収証書）の添付等が義務付けられています。</p>	<p>●令和3年内に納付された保険料は令和3年分として申告できます。 この証明書に記載されている保険料額に、あとから納付された保険料額がある場合は合算して申告してください。（当該保険料分の「領収証書」も申告書に添付等が必要です。） なお、あとから納付された保険料額を反映させた控除証明書を再発行することができます。</p> <p>●再発行について 再発行をご希望の方は、 『ねんきん加入者ダイヤル TEL：0570-003-004（ナビダイヤル）』までご連絡ください。</p>													
<p>●前納した国民年金保険料の社会保険料控除 前納により納付された国民年金保険料について、社会保険料控除の適用を受ける場合は、以下のどちらかを選択していただくことになります。</p> <p>(1) 全額を納付した年に控除（まとめて申告する場合） 本証明書の「令和3年中の納付済保険料額」に記載されている合計額が証明額となります。 申告の際には、この欄に金額が記載されているすべての証明書を添付等してください。</p> <p>(2) 各年分の保険料に相当する額を各年に控除（3年分に分けて申告する場合） 各年分に分けて申告する方法を選択する場合、各年の控除額は次の例のように算出されます。 申告の際には、各年の控除対象額が記載された証明書1枚を切り取って添付等してください。</p> <p>* (2)の方法で控除を受けた場合、(1)の方法に戻すことはできません。 また、令和4年に令和4年分と令和5年分をまとめて控除することもできません。</p> <p>〔(2)の例〕各年分の保険料に相当する額を各年に控除する場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">控除対象額</th> <th style="text-align: center;">例1 口座振替で24か月分（令和3年4月分から令和5年3月分）382,550円を前納された場合</th> <th style="text-align: center;">例2 納付書で20か月分（令和3年8月分から令和5年3月分）321,870円を前納された場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">㊦令和3年</td> <td style="text-align: center;">（令和3年4月から令和3年12月分までの9か月分） 382,550円×9か月/24か月＝143,457円</td> <td style="text-align: center;">（令和3年8月から令和3年12月分までの5か月分） 321,870円×5か月/20か月＝80,468円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">㊧令和4年</td> <td style="text-align: center;">（令和4年1月から令和4年12月分までの12か月分） 382,550円×12か月/24か月＝191,275円</td> <td style="text-align: center;">（令和4年1月から令和4年12月分までの12か月分） 321,870円×12か月/20か月＝193,122円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">㊨令和5年</td> <td style="text-align: center;">（令和5年1月から令和5年3月分までの3か月分） 382,550円－㊦－㊧＝47,818円</td> <td style="text-align: center;">（令和5年1月から令和5年3月分までの3か月分） 321,870円－㊦－㊧＝48,280円</td> </tr> </tbody> </table> <p>*本証明書は(2)の方法で控除を受ける場合、最大3年間使用しますので、なくさないよう大切に保管してください。</p>			控除対象額	例1 口座振替で24か月分（令和3年4月分から令和5年3月分）382,550円を前納された場合	例2 納付書で20か月分（令和3年8月分から令和5年3月分）321,870円を前納された場合	㊦令和3年	（令和3年4月から令和3年12月分までの9か月分） 382,550円×9か月/24か月＝143,457円	（令和3年8月から令和3年12月分までの5か月分） 321,870円×5か月/20か月＝80,468円	㊧令和4年	（令和4年1月から令和4年12月分までの12か月分） 382,550円×12か月/24か月＝191,275円	（令和4年1月から令和4年12月分までの12か月分） 321,870円×12か月/20か月＝193,122円	㊨令和5年	（令和5年1月から令和5年3月分までの3か月分） 382,550円－㊦－㊧＝47,818円	（令和5年1月から令和5年3月分までの3か月分） 321,870円－㊦－㊧＝48,280円
控除対象額	例1 口座振替で24か月分（令和3年4月分から令和5年3月分）382,550円を前納された場合	例2 納付書で20か月分（令和3年8月分から令和5年3月分）321,870円を前納された場合												
㊦令和3年	（令和3年4月から令和3年12月分までの9か月分） 382,550円×9か月/24か月＝143,457円	（令和3年8月から令和3年12月分までの5か月分） 321,870円×5か月/20か月＝80,468円												
㊧令和4年	（令和4年1月から令和4年12月分までの12か月分） 382,550円×12か月/24か月＝191,275円	（令和4年1月から令和4年12月分までの12か月分） 321,870円×12か月/20か月＝193,122円												
㊨令和5年	（令和5年1月から令和5年3月分までの3か月分） 382,550円－㊦－㊧＝47,818円	（令和5年1月から令和5年3月分までの3か月分） 321,870円－㊦－㊧＝48,280円												
<p>【注意事項】</p> <p>●「①納付済額」は、令和3年1月1日から令和3年9月30日までに納付された保険料額です。</p> <p>●「②見込額」は、引き続き年末までに納付された場合の保険料額を表示しています。</p> <p>●以下の場合は、「②見込額」、「③合計額」を表示していません。 ・国民年金第1号被保険者ではない場合 ・令和4年3月または令和5年3月までの保険料を前納されている場合 ・保険料の未納期間がある場合など</p>	<p>【注意事項】</p> <p>●「①納付済額」は、令和3年1月1日から令和3年9月30日までに納付された保険料額です。</p> <p>●「②見込額」は、引き続き年末までに納付された場合の保険料額を表示しています。</p> <p>●以下の場合は、「②見込額」、「③合計額」を表示していません。 ・国民年金第1号被保険者ではない場合 ・令和4年3月または令和5年3月までの保険料を前納されている場合 ・保険料の未納期間がある場合など</p>	<p>【注意事項】</p> <p>●「①納付済額」は、令和3年1月1日から令和3年9月30日までに納付された保険料額です。</p> <p>●「②見込額」は、引き続き年末までに納付された場合の保険料額を表示しています。</p> <p>●以下の場合は、「②見込額」、「③合計額」を表示していません。 ・国民年金第1号被保険者ではない場合 ・令和4年3月または令和5年3月までの保険料を前納されている場合 ・保険料の未納期間がある場合など</p>												

◆送付する控除証明書の様式（再発行分）
（シーラーハガキおもて面）

再発行

被保険者氏名
住 所

年中(1月1日から 月 日まで)に納付された
国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明します。

証 明 日 年 月 日

歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長

印

○ 年中の納付済保険料額

○ 社会保険料控除（年末調整・前送申出）を申請される方へ

- ①「合計額」を申請してください。
- ただし、「③合計額」に記載がない方は、「①納付済額」を申請してください。

● 令和3年12月31日までに、「①納付済額」または「③合計額」以外の保険料を納付された場合は、その分の領収書を添付し申請してください。

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

納付状況の内訳

年	納付対象月											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

- 「済」は令和3年中に納付された月を、「見」は令和3年中に納付が見込まれる月を示しています。
- 口座振替による納付の場合、11月分保険料（口座振替の早期の方は12月分保険料）は、翌年の第1置業日が口座振替日のため、翌年分の控除対象です。

令和3年1月1日から令和3年12月31日（または証明日）までに納付された保険料額です。

以下の場合は表示されません。

- ・ 国民年金第1号被保険者ではない場合
- ・ 令和4年3月または令和15年3月までの保険料を前納されている場合
- ・ 保険料の未納額がある場合 など

※上のマークは印の押印位置の方のみの標識コードです。

2109 X008 XXX

社会保険料控除の申請の際は、こちらの方を必ずご利用ください。

重要

社会保険料 控除証明書
(国民年金保険料)

年末調整・確定申告で必要になる、大切なお知らせです。

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

日本年金機構
Japan Pension Service

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

①納付済額 納付済保険料の証明額

②見込額 証明日以降 年中に納付が見込まれる保険料額

③合計額 ①納付済額 + ②見込額 (②の見込額がある場合に表示)

封筒前において名をご確認ください。

このお知らせを受け取られた方が、あて名記載の受取人でない場合は、開封せず、「郵便」と記入し、郵便ポストに投入してください。

◆送付する控除証明書の様式（再発行分）
（シーラーハガキうら面）

ご本人様控
社会保険料（国民年金保険料）控除証明書（控）

被保険者氏名
基礎年金番号

年中（1月1日から 月 日まで）に納付された
国民年金保険料の額は、次のとおりです。
（作成日 年 月 日現在）

①納付金額	納付済保険料の証明額	
②見込額	作明日以降 に納付が見込まれる保険料額	円
③合計額	①納付金額+②見込額 （②見込額がある場合に表示）	円

納付状況の内訳

年	月	納付対象月										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について

国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。

ご家族の保険料も控除の対象です。

生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき国民年金保険料を納付した場合、納付した方が社会保険料控除の対象になります。

申告の際は納付を証明する書類が必要です。

国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合、申告書の提出の際に、保険料を納付されたことを証明する書類（本証明書または領収証書）の添付等が義務付けられています。

令和3年以内に納付された保険料は令和3年分として申告できます。

- この証明書に記載されている保険料額に、あとから納付された保険料がある場合は合算して申告してください。（当該保険料分の「領収証書」を申告書に添付する必要があります。）
- あとから納付された保険料額を反映させた控除証明書を再発行することができます。
- 領収証書をなくされた方が再発行をご希望の方は、左記の「ねんきん加入者ダイヤル」までご連絡ください。

保険料納付は、口座振替が便利でお得！

毎月の口座振替を早期にするとお得です。

口座振替なら早期納付があり、毎月の保険料額が50円削減になります。

保険料口座振替で前納されると、もっとお得です。

前納は6月前納、1年前納または2年前納により納めることができます。口座振替での前納は、毎年2月末日がお申し込みの期限です。

詳細については、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

お問い合わせは、『控除証明書相談チャット』または『ねんきん加入者ダイヤル』へ

1. 控除証明書相談チャット（24時間対応）

日本年金機構ホームページでは、控除証明書に関するお問い合わせに自動でお答えする相談チャットを開設しています。右記の二次コードよりぜひご利用ください。

詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。
<https://www.nenkin.go.jp/> 日本年金機構 検索

2. ねんきん加入者ダイヤル

050から始まる電話でおかけになる場合は、(東京)03-6630-2525

＜受付時間＞
月～金曜日 午前8：30～午後7：00
第2土曜日 午前9：30～午後4：00
* 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用できません。

- デビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合、全国どこからでも市内通話料でご利用できます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話）からおかけになる場合、通常の通話料金がかります。
- (03-6630-2525) の番号におかけになる場合、通常の通話料金がかります。
- (0570) の番号の101 をおかけした時、市外通話料を付けた、間違い電話になっているケースが発生しています。おかけ間違いのないようご注意ください。

「お知らせは内側にあります。」
矢印の方向へつくりかたにご覧ください。
（水に濡れている場合は、よく乾かしてからご確認ください。）

13

November2021 <Vol.72>

◆送付する控除証明書の様式（再発行分）
（インサーター用）

基礎年金番号

ご家族の国民年金保険料を納付している方へ
＝ご家族の保険料も控除の対象となります＝

世帯主は、家族の国民年金保険料を連帯して納付する義務があります。また、夫婦も互いの保険料を連帯して納付する義務があります。連帯納付義務者が納付した国民年金保険料は、納付した方が申告することができます。

被保険者氏名

再発行

あなたが 年中(1月1日から 月 日)に納付した国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明いたします。

証明日： 年 月 日

年中の納付済保険料額

①納付済	納付済保険料額の証明額	円
------	-------------	---

(ご参考1)

②見込額	証明日後から、年中に納付が見込まれる保険料額	円
③合計額	見込額を含む合計額(①納付済+②見込額)	円

左記の「①納付済」額の証明額は、 年1月1日から12月31日まで(または証明日まで)の間に納付していただいた保険料額の総額です。

左記の「②見込額」額の額は、証明日時点での納付方法で引き続き年末までに納付いただいた場合の保険料額を表示しています。

左記の「③合計額」額の額は、「①納付済」額の額に「②見込額」額の額を加えた額です。この「③合計額」または「①納付済」額の額で申告される場合は、申告書にこの証明書を添付等していただければ、額収証書の添付等は必要ありません。

〇口座振替で毎月納付されている方へ
保険料の納付期間は、翌月末日(末日が休日等の場合は翌月最初の営業日)です。このため、11月分保険料(早割の方は12月分保険料)の納付期間は、12月31日が休日のため、翌年最初の営業日(1月4日など)となりますので、その保険料は、この証明の対象とはなりません。(翌年分の控除対象となります。)

〇社会保険料控除(年末調整・確定申告)を申告される方へ
左上の「①納付済」額の額または、「③合計額」で申告される場合は、申告書を出す際に、この証明書を添付等していただければ、額収証書の添付等は必要ありません。
ただし、12月31日までの間に、左記の「済」または「見」以外の月分の保険料を納付していただいた場合は、その額を左上の「①納付済」額の額(②見込額がある場合は、「③合計額」の額)に算入した額を申告してください。その際は、計算した分の額収証書も添付等が必要となります。

※右のマークは目の不自由な方のための音声コードです。

音声コード

2111 1034 001

令和3年に13月以上の国民年金保険料を前納した場合の社会保険料控除について (特定事業部・国民年金部)

13月以上の前納により納めた国民年金保険料を所得より控除する場合、以下の方法のいずれか1つを選択していただくことになります。

- (1) 全額を納めた年に控除
- (2) 各年分の保険料に相当する額を複数年に控除（複数年分に分けて申告する場合）

(1) 全額を納めた年に控除する方法を選択する場合

日本年金機構よりお送りした「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」下部の3年分3枚の証明書は切り離さず添付して申告してください。

申告額は、③合計額（③合計額に記載がない場合は①納付済額）となります。

(2) 各年分の保険料に相当する額を複数年に控除する方法を選択する場合 (複数年分に分けて申告する場合)

日本年金機構よりお送りした「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」下部の3年分3枚の証明書のうち、令和3年分の1枚を切り離して申告にご使用ください。

なお、残りの2枚の証明書につきましては、令和4年、令和5年の申告時に使用しますので、大切に保管をお願いします。

申告額は、複数年に分けて申告する場合、証明額となります。

【例】口座振替にて24か月分（令和3年4月分～令和5年3月分）382,550円を前納した場合

- ① 令和3年に控除の対象となる額

（令和3年4月分～令和3年12月分までの9か月分）

$$382,550円 \times (9か月 / 24か月) = 143,457円$$

- ② 令和4年に控除の対象となる額

（令和4年1月分～令和4年12月分までの12か月分）

$$382,550円 \times (12か月 / 24か月) = 191,275円$$

- ③ 令和5年に控除の対象となる額

（令和5年1月分～令和5年3月分までの3か月分）

$$382,550円 - 143,457円 - 191,275円 = 47,818円$$

※ 分割して申告をご希望の場合、3年分3回に分けて申告いただき、分割を申告した翌年に残りの分をまとめて申告することは出来ませんのでご注意ください。

上記の例の場合、令和3年に分割して申告を行った場合（9か月分）、翌年に残りの年分（15か月）をまとめて令和4年に申告することはできません。

令和3年、令和4年、令和5年の3年分に分けての申告が必要です。

「国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）」

11月発送用 うら面

国民年金保険料の納付のご案内は、民間委託により実施しており、業務を委託する事業者から、電話・戸別訪問等を行っています。

- ご案内の際には、委託事業者および氏名を乗ったうえで、お客様の本人確認をさせていただきます。
- 委託事業者の訪問員がお客様のご自宅を訪問する際は、必ず日本年金機構が発行した身分証明書をお客様に提示します。

委託事業者は、次のようなことは行いませんので、不審な点がありましたら、お近くの年金事務所までご相談ください。

- 金融機関やコンビニエンスストアにおいてATM操作をお願いすることは一切ありません。
- 年金手帳や年金証書、現金等をお預かりすることは一切ありません。

開封方法

①②の順に矢印の方向へゆっくりと開いてください。

納付状況		未納金額	
年度	Z9カ月	¥	¥
X	Z9カ月	¥	¥
Z9	4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3	X X X X X X X X X
年度	未納月数		未納金額
X	Z9カ月	¥	¥
Z9	4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3	X X X X X X X X X
年度	未納月数		未納金額
X	Z9カ月	¥	¥
Z9	4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3	X X X X X X X X X
合計	未納月数	¥	¥
	Z9カ月	¥	¥

納付状況の監票説明

納付状況	説明
A, B, H, Y	納付済
L, R, Y, Z	全額免除
ア, カ, キ	半額, 3/4, 1/4 免除 (未納)
イ, ツ, フ	半額, 3/4, 1/4 免除 (納付済)

① 納付状況に「-」と表示されています。

年金加入状況

お客様の現在までの年金加入月数は、次のとおりです。

・ 共通相合に加入している月数は高んできません。
 ・ 不明な場合は、年金事務所にお問い合わせください。

国民年金月数		厚生年金月数		合計	
納付済	未納	納付済	未納	合計	合計
Z99	Z99	Z99	Z99	Z99	Z99
国民年金加入月数				Z99カ月	
厚生年金加入月数				Z99カ月	
合計				Z99カ月	

保険料の免除・猶予制度等があります

所得が少ない、失業、事業の廃止（廃業）などの理由で保険料の納付が困難な場合には、一定の期間保険料の納付が免除・猶予される「国民年金保険料免除・納付猶予制度」があります。

また、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合、令和2年2月分以降の保険料の納付が免除・猶予される特別措置も設けられています。

詳しくは、表面の年金事務所、委託事業者までお尋ねください。

なお、学生の方には、学生期間中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

免除制度については、日本年金機構のホームページでもご案内しています。

国民年金 免除 検索

<https://www.nenkin.go.jp/service/okuseikyaku/mai/j9/index.html>

納めた保険料は控除の対象となります

納めた国民年金保険料の全額が社会保険料控除の対象となりますので、税金の負担が軽減されます。

2111 1016 001

マイナンバー未収録者にかかる国民年金関係報告書等の提出のお願い (年金記録企画部)

令和3年11月30日(火)に、日本年金機構(以下「機構」という。)から基礎年金番号とマイナンバーを紐付けすることができない被保険者(以下「未収録者」という。)が存在する市区町村様宛てに、機構が管理する未収録者の情報を収録した「マイナンバー未収録者リスト」を送付する予定です。

本事業は例年8月に実施していますが、諸般の事情により、昨年度に引き続き送付時期を変更しました。

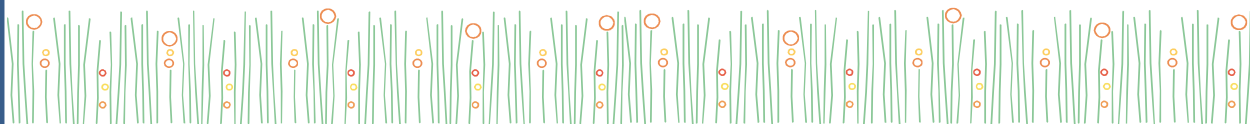
国民年金関係等の一部の事務手続きについては、マイナンバーを利用した情報連携を実施していますが、未収録者については対象外となっています。添付書類の省略による被保険者の負担軽減や市区町村への所得情報等の照会件数の削減のため、未収録者を可能な限り解消する必要があることから、昨年度と同様に対象者を必要最小限とした上、本事業を実施させていただきます。

つきましては、未収録者の解消のため「マイナンバー未収録者リストでお知らせする未収録者にかかる住民基本台帳の確認」及び「貴市区町村で基礎年金番号を管理されている未収録者全件にかかる国民年金関係報告書等の提出」について、ご協力をお願いします。

なお、事務の詳細については、マイナンバー未収録者リストに同封する資料をご参照ください。

機構においても、住民基本台帳ネットワークシステムへの照会等、未収録者の解消に向けた取組を継続実施しておりますが、基礎年金番号とマイナンバーの紐付けには住民基本台帳と一致する被保険者情報が不可欠であるため、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、管轄の年金事務所にお問い合わせください。



年金ポータルLINE公式アカウントが開設されました

(経営企画部)

令和3年8月に若者を中心とした年金制度への理解を一層促進するため、LINE公式アカウント「わたしとみんなの年金ポータル」(以下、「年金ポータル」という。)が開設されました。LINE公式アカウント「年金ポータル」の主な機能について、平成31年に開設されたポータルサイトと併せてご紹介します。

年金ポータルとは

「年金ポータル」は、年金について知りたいことがすぐに探せるポータルサイトとして平成31年4月に開設されました。公的年金だけでなく、企業年金や国民年金基金、iDeCo等の私的年金も含め、関係機関のホームページとリンクしており、年金の仕組みや手続き等を簡単に探せる入口となっています。

LINE公式アカウント「年金ポータル」の主な機能

LINE公式アカウント「年金ポータル」は、年金に関する疑問について会話形式で調べることができるほか、リッチメニューから、年金事務所や年金に関する相談先を検索することができるなど、年金について知りたいことを、より直感的に調べられるよう、工夫されています。

なお、「年金ポータル」に関して、お客様から問い合わせがあった場合は、厚生労働省年金局事業管理課(03-5253-1111)をご案内ください。広報誌に掲載したい等のご希望がある場合は、本部担当Gで掲載内容を確認いたしますので、管轄の年金事務所までお問い合わせください。



リッチメニュー(赤枠部分)から、年金事務所や年金に関する相談先を検索ことができ、興味やトピックにあわせて知りたい情報にアクセスしやすい構成となっています



GPSで最寄りの年金事務所を探したり、行きたい年金事務所を地図アプリとナビゲーション機能等を活用し「ルート案内」をすることができます



年金について知りたいことを会話するように質問すると、回答とアドバイスでわかりやすく説明されます



本年8月、全国都市国民年金協議会から厚生労働省年金局へ「国民年金制度改善についての要望書」が提出されました。これに対し、令和3年10月に厚生労働省年金局から回答が示されましたので、下記のとおり情報提供いたします。



1. 国民年金事務の一元化について

(1) 国民年金事務の日本年金機構への一元化

要望

現在の国民年金事務は、取り扱う内容によって市町村（特別区を含む。以下同じ）と年金事務所とで対応する窓口が異なるなど、被保険者にとって極めて分かりづらい状況にある上に、受付をした市町村では日本年金機構での処理の進捗状況を把握できないため、結果として住民サービスの低下を招いたり、不信感を持たれたりすることにつながっている。

マイナンバーを利用した情報連携の本格運用が開始されたことにより、日本年金機構は住民基本台帳や課税台帳等の公簿情報を取得することが可能となったことに加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、郵送での届出等が増え、さらには、国民年金保険料免除・納付猶予申請の電子化も予定されていることから、住民が市町村窓口へ直接出向く必要性は減少し、それに伴い市町村に年金窓口を設ける必然性も希薄になっていると考えられる。

については、行政手続きの「スマート化」と「わかりやすさ」の推進、及びそれに伴い変化する市町村の役割を鑑みて、全ての国民年金事務を日本年金機構へ一元化することを要望する。

あわせて、国民年金事務の一元化が実現されるまでの間、段階的措置として、次の(2)および(3)の事項について早急に対応されたい。

回答

国民年金第1号被保険者に係る資格関係の届出、免除等の申請及び年金の裁定請求に係る事務については、法定受託事務として市区町村にお願いしております。

これについては、市区町村が住民にとって身近な窓口であることや市区町村窓口で行う他の手続きと同時に行うことが可能な手続もあるため、住民サービスの観点からも市区町村側にとって大きな意義があるものと考えておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

今後とも、国民年金業務を円滑に進めるために、市区町村と国（厚生労働省年金局及び地方厚生（支）局）及び日本年金機構とが密接な連携を保ち、業務の効率化も進めながら取り組んでいくことが肝要であると考えていますので、引き続きご協力をお願いいたします。

(2) 障害年金事務の窓口一元化

要望

障害年金事務については、障害内容や年金制度に関する総合的かつ専門的な知識を必要とする。比較的短期間で人事異動があり、しかも少人数で他業務と併せて年金事務を担当する市町村職員では、対応の質の維持や継承が困難なため、請求者の相談ニーズに十分応えることができていない状況である。

そのため、窓口対応が長時間となり、書類不備による返戻等も多く、請求者の負担を増やす要因にもなっている。

については、請求者の利便性のため、年金記録を保有し、専門的な職員体制の構築が可能な日本年金機構における障害年金事務の窓口一元化の早期実現を強く要望する。

また、現時点においても、形式審査以外の不備による書類の返戻については、請求者へ十分な説明責任を果たすために、障害年金センターから本人へ直接返戻するよう要望する。

回答

障害基礎年金の年金請求書の提出先については、年金受給者の方にとっての利便性の確保の観点から地域住民に最も身近な窓口である市区町村に法定受託事務としてお願いしているところ です。

障害基礎年金の請求事務については、窓口における相談及び請求書等の点検受理が過度の負担とならないよう、窓口業務の円滑な実施を支援するための資料（障害基礎年金お手続きガイドや障害基礎年金ハンドブックなど）を掲載した「市町村国民年金事務サポートツール（業務支援ツール）」を厚生労働省ホームページ上で運営するとともに、市町村向け情報誌「かけはし」において、窓口業務での注意点やよくある返戻事例等照会の多い事例を掲載しているところですが、窓口における住民サービスの一層の向上を図るため、市町村からのご照会やご要望も踏まえ、さらなる内容の充実に努めてまいります。

また、形式審査以外の不備による書類の返戻につきましては、

- ・文書ではなく対面での相談を希望される方も相当数いらっしゃると思われ、
 - ・障害をお持ちの方の立場に立ち、できるだけきめ細かな対応を行うためにも、
- 市区町村での返戻対応をお願いしているところですが、市町村担当者や請求者の方が、その内容をよく理解できるよう、わかりやすい説明に努めてまいります。

また障害年金の請求者に向けて、専門知識を要する相談に対応できるよう、専用ダイヤルの必要性について検討していきたいと考えており、このような取組みにより手続きが円滑に進むよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

今後とも、市区町村と国（厚生労働省年金局及び地方厚生（支）局）及び日本年金機構とが密接な連携を保ち、国民年金業務を円滑に進めることが肝要と考えておりますので、引き続きご協力を宜しく申し上げます。

(3) テレビ電話等を活用した年金事務所との遠隔相談の導入

要望

死亡に伴う年金手続きや年金の受給相談については、市町村だけでは対応出来ないことが多く、その場合は年金事務所を案内しているが、結局は必要な書類を入手するために、再度、市町村の窓口に来庁されることが多い。

については、住民サービスの向上や利便性確保の観点から、市町村の希望により庁舎内にテレビ電話等を設置し、その場から市民が年金事務所に遠隔相談が行える環境を整備していただくよう要望する。

回答

現在、日本年金機構で実施しているテレビ電話相談については、年金事務所等が設置されていない離島地域を対象に行っておりますが、出張相談等も含めた具体的な相談のあり方については、市町村の要望等も踏まえ、日本年金機構と連携して検討してまいります。

なお、一般的に必要な書類などのご相談は、その場で「ねんきんダイヤル」をご案内いただいているケースもあると承知しています。

また、窓口サービスの一層の向上を図るため、各種パンフレットや市町村国民年金事務所サポートツールの内容の充実に努めてまいりますので、引き続きご協力をよろしくお願い致します。

2. 国民年金事務費交付金について

(1) 事務費交付金等にかかる事務負担軽減

要望

国民年金事務費等交付金については、令和元年度の実態調査にもとづき、抜本的な算定方法の見直しが行われたことで、多くの市町村において令和2年度の交付金の増額が図られたが、同時に行われた作業期間を延ばすための見直しについては、提出期限が前倒しされたことで作業期間が短縮され、かえって市町村の負担が重くなった。

さらに、令和元年度以降、年金生活者支援給付金にかかる交付金事務も加わったことで、いっそう交付金事務は複雑化している。

については、国民年金事務費等の交付金にかかる事務の簡素化および令和2年度において効果が見られなかった作業期間の改善を早急に図るよう要望する。

また、大量の作業を伴う実態調査の実施や算定方法の見直しにあたっては、市町村の予算編成の時期を考慮したうえで、早い段階での周知および通知の発出を要望する。

回答

国民年金等事務費交付金に係る申請等業務の簡素化については、これまでもご要望をいただいているところです。このため、令和2年度の決算審査事務より、様式への公印省略や電子媒体による報告等、事務の簡素化を図りました。引き続き市町村の事務負担の軽減、作業期間の確保に努めてまいります。

また、実態調査や算定方法の見直し等の際には、速やかに情報提供できるよう努めてまいります。

(2) 標準化システムの導入について

要望

国民年金業務にかかる標準化システムへの移行にあたり、市町村のシステム運用の実態によって、様々な課題が生じることが予想されるため、課題への対応期間を考慮したスケジュールを策定し、財源面も含めた対応環境の整備について、国が主導のもと支援すること。

また、標準化の実効性を高める観点からも、市町村の実情や交付金事務にかかる事務作業の負担軽減などを踏まえたうえで、市町村の意見を丁寧に聴取しながら推進すること。

回答

標準化システムの検討にあたっては、事前に仕様書（案）を全ての市町村に対して事前に提供し、意見照会を行うこととしており、市町村のご意見も踏まえつつ、その内容を検討してまいります。

財政面、スケジュール等につきましては、デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）等を踏まえ、適切に進めてまいります。

3. 国民年金制度に係る要望について

(1) 職権による資格取得について

要望

令和元年10月から20歳到達時の加入届出が不要になったのと同様に、第2号被保険者や第3号被保険者の資格を喪失した者の第1号被保険者への種別変更手続きについても、本人手続きを省略するよう要望する。

具体的には、事業主が提出する「厚生年金被保険者資格喪失届」の様式に、国民年金加入手続き欄を設け、第2号被保険者等の喪失手続きと同時に第1号被保険者への種別変更手続きを行う方法などが考えられる。

また、日本年金機構から提供される職権適用対象者一覧表（20歳到達予定者、第2号被保険者資格喪失等）について、現在は紙媒体での提供となっているが、市町村における事務作業の効率化を図るため、電子媒体でも提供すること。

回答

60歳未満の第2号被保険者の資格喪失や当該資格喪失に伴う第3号被保険者にかかる第1号被保険者への加入手続きについては、日本年金機構において、対象の方へ加入手続きの勧奨状を送付し、その後手続きがなされない場合は職権での第1号被保険者への種別変更手続きを実施しております。

第1号被保険者として早期の加入と国民年金制度のご案内が必要となる20歳到達時以外においては、まずは国民年金法第12条の規定に基づき、被保険者から加入手続きを行っていただくことが前提になるものと考えておりますのでご理解、ご協力をお願いいたします。

(2) 年金生活者支援給付金制度の情報連携について

要望

年金生活者支援給付金制度における所得等の審査事務について、国保中央会ルートで市町村が情報提供する時点と、日本年金機構が情報連携で情報取得する時点が異なるため、把握方法の違いによって、判定結果が変わるケースが生じている。

公平性を確保し、精度の高い審査を行うためにも、全ての対象者の所得情報について、日本年金機構がマイナンバーを利用した情報連携により情報取得する方法に切り替えるよう要望する。

回答

所得情報については、国保中央会ルートを基本としつつ、マイナンバー情報連携等も利用しながら提供いただいているところですが、機構及び市町村の事務処理やシステムの処理機能等を勘案し、それぞれの方法において実務上できる限り新しい所得情報が入手できるよう、時点を整理しています。

また、現時点において、給付金の支給対象者全てについて、マイナンバー情報連携を活用して所得情報を取得することは、システムの処理機能などから限界があると認識しており、引き続き市町村から国保中央会等を通じて所得情報を提供いただく必要があると考えております。ご提案のような方法につきましては、今後の事務処理の参考とさせていただきます、所得情報の取得に係る事務処理においてより高い公平性・効率性を確保できるよう努めて参ります。

(3) 国民年金手続きの電子申請の導入

要望

コロナ禍を機に、行政手続きのスマート化及びデジタル化が急速に推し進められている中、年金関係の申請や届出についても、令和2年12月から押印が廃止され、さらに、令和4年度末までに国民年金保険料免除・納付猶予申請について電子申請が可能となる予定である。

電子申請が実現することで、申請者の利便性だけでなく、事務の効率化も期待できることから、免除申請以外の国民年金にかかる手続きについても、電子申請の早期実現を要望する。

回答

行政手続の効率化を図る中で、年金関係手続きについては令和2年12月から押印省略が可能な申請や届出について、対応を実施したところであり、また、国民年金保険料免除・納付猶予に係る電子申請についても令和4年度上期に可能となるようすすめております。

その他の国民年金手続きについても、電子申請の実現に向けた政府方針も踏まえつつ検討に努めてまいります。

4. 日本年金機構への要望について

(1) 住民向け障害年金ヘルプデスクの設置

要望

現在、住民が障害年金手続きについて電話でくわしく相談できる窓口がない。一方で、市町村職員が利用している「障害年金市町村事務ヘルプデスク」は、回答内容も適切かつ細やかで、説明精度が高いと感じられる。

コロナ禍において、窓口への来庁抑制が図られていることや請求者の負担軽減の観点からも、市町村向けヘルプデスクを住民向けにも公開、もしくは、住民向けの障害年金電話相談窓口を設置していただくよう要望する。

回答

当機構の市区町村専用ヘルプデスクにつきましては、障害年金の請求に関する医学的な事項や請求書の進捗状況等の照会に対応するため、障害年金センター設立時から運営してきたところです。今後も、当該ヘルプデスクが、障害基礎年金の裁定事務を円滑に進めるにあたり、市区町村と当機構との密接な連携を保つ一助となるよう取り組んでいきたいと考えております。

一方、障害年金請求者向けの電話相談につきましては、現在、一般の年金相談とあわせて、ねんきんダイヤル（0570-05-1165）や年金事務所で対応しているところですが、障害年金の相談の中には、近年、高度な専門知識を要する年金相談も見受けられますので、そのような相談に対応できる専用ダイヤルの必要性について、今後検討していきたいと考えております。

(2) 日本年金機構における電子メール等による相談対応

要望

年金事務所等への電話での問い合わせが困難である方や、海外在住者からの国民年金の任意加入や老齢年金請求等についての相談が、市町村のホームページを通じて電子メールで寄せられることがあり、相談件数も年々増加している。

相談内容によっては、年金事務所へ確認し、市町村の国民年金担当から電子メールで回答を行っているが、厚生年金保険に関する相談もあるため、市町村で対応するには限界がある。

については、日本年金機構においても、電子メールや類似システムを用いた相談対応を実施していただくよう要望する。

回答

お客様の個人情報に係るプライバシーの保護やなりすましによる個人情報の漏洩防止の観点から、年金相談対応には厳格な本人確認が必要ですが、電子メールでは、メール送信元の正当性を確実に確認することができないため、現時点では相談者の個人情報に基づく年金相談を行うことが困難な状況です。

一方で、海外居住者等の様々な方から同様の要望が寄せられており、ご要望の趣旨及び新型コロナウイルス感染症にかかる現下の状況を踏まえ、インターネットによるお問合せをお客様が安全に利用いただける環境を整備すべく検討中であり、引き続き実現に努めてまいります。

(3) マイナンバーによる情報連携の推進および取得情報の適切な利用について

要望

マイナンバーを利用した情報連携を積極的に活用することで、今以上に被保険者の利便性の向上や事務の負担軽減が見込まれることから、情報連携による情報取得が本格運用されていない事務においても、早期に情報連携を活用するよう要望する。

また、現在、国民年金保険料の特例免除に必要な雇用保険情報についても、本格実施ではないものの、日本年金機構において、情報連携による利用が開始されているが、特例免除の審査において、情報連携で取得した雇用保険情報のみでのシステムに依存した審査が行われ、本人が記載した申請書の内容や資格記録との整合性が取れておらず、窓口での説明内容と結果との齟齬からトラブルが発生した事例もある。

については、情報連携による事務処理やシステム設計においては、十分な制度理解と検証作業を行ったうえで本格実施されるようあわせて要望する。

回答

マイナンバーを利用した情報連携については、被保険者の利便性の向上や事務の負担軽減を目的に、段階的な活用範囲の拡大や事務処理手順の改善をしており、令和3年度からは、国民年金保険料継続免除申請の業務において、所得情報等の情報照会を本格的に運用開始したところです。

なお、特例免除における雇用保険情報の活用については、現在、試行運用を続けているところですが、本格実施に向け円滑な処理に努めてまいります。

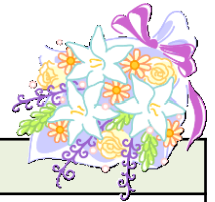
年金局からの連絡

市区町村国民年金事業功績 厚生労働大臣表彰



厚生労働省では、毎年、国民年金事業に対する功績が特に顕著であって、他の模範と認められる市区町村に対し、その功績を称え労苦に報いるとともに、併せて国民年金事業の発展に寄与することを目的に、市区町村国民年金事業功績厚生労働大臣表彰を実施しております。しかしながら、現下の新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ観点から表彰式の開催を中止したため、受賞された皆様に直接お祝いの言葉をお伝えすることが叶いませんでした。今年度の被表彰者は、**北海道苫前郡羽幌町、岩手県岩手郡葛巻町、石川県珠洲市、千葉県松戸市、広島県広島市**の5市町です。

受賞された自治体のみなさま、おめでとうございます！



以下、表彰された市区町村の取り組みをご紹介します。

市区町村	取り組み
苫前郡羽幌町 (北海道) 納付率90.8%	<ul style="list-style-type: none"> 年金事務所と連携して把握した年金未請求者（無年金者を含む）に対して、該当者が役場へ来訪した際に年金請求の案内をする体制を整備。対面での説明を徹底することで、未受給者の年金請求に大きく寄与。
岩手郡葛巻町 (岩手県) 納付率81.4%	<ul style="list-style-type: none"> 町と農協が連携して前納や口座振替の案内を実施した結果、現年度納付率の実績が前年度を上回った。 町営テレビにおいて国民年金に関する番組を放映（120回/月）することで、町民の国民年金制度への理解度向上に寄与。
珠洲市 (石川県) 納付率87.7%	<ul style="list-style-type: none"> 市民課窓口の全職員が国民健康保険及び国民年金の相談対応ができるよう体制を構築し、ワンストップによる相談体制を実現。 全職員が口座振替、クレジットカード納付及び前納のメリット、免除制度を説明することを徹底し、口座振替率、現年度納付率の実績が前年度を上回った。
松戸市 (千葉県) 納付率66.7%	<ul style="list-style-type: none"> 外国人留学生への国民年金制度説明会において、通知書類等について、パワーポイントを使用して多言語（日本語、英語、中国語、ベトナム語）で説明を行うことで、地域における年金事業の展開に貢献。
広島市 (広島県) 納付率71.9%	<ul style="list-style-type: none"> 市内の全区役所にねんきんネット可搬型窓口装置を設置し、住民の転入手続き等に際して、当該端末を活用した相談体制を構築。 令和元年度成人式において、市と年金事務所が共同で国民年金制度にかかる啓発コーナーを設置し、若年者に対する制度周知に大きく寄与。

※令和元年度の取り組みに対する表彰。

～新成人の皆さんへ～ 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられており、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。

国民年金のポイント

✓ 将来の大きな支えになります！

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

✓ 老後のためだけのものではありません！

国民年金は、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

国民年金保険料のお支払い

✓ 国民年金の保険料

国民年金第1号被保険者及び任意加入被保険者の1カ月当たりの保険料は16,610円です（令和3年度）。

✓ 「付加年金制度」があります！

定額保険料（16,610円）に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算され、年金額を多く受け取れます。

✓ 「前納割引制度」があります！

保険料をまとめて前払い（前納）すると、割引が適用されるのでおトクです。

✓ 口座振替・クレジットカードでのお支払い

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省け、納め忘れも防ぐことができます。さらに、「早割（当月末納付）」や「前納」で納めると、保険料が割引されます。

※ 付加年金及び前納は申出月からの開始となりますので、20歳到達月（20歳の誕生日の前日が含まれる月）からの納付を希望される場合は、20歳到達月中にお申し出ください。

学生納付特例制度と「納付猶予制度」

✓ 「学生納付特例制度」

学生の方は、ご本人の所得が一定額以下の場合、世帯主の所得にかかわらず保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

✓ 「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予される制度です。

国民年金のご相談・お手続きについては、**市区役所** または **町村役場、年金事務所** までお問い合わせください。



上記の国民年金制度の内容やメリットなどに関する動画はこちら →

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/20kanyu.html>

地域の独自情報

編集後記

先日、とある作家さんの土鍋を購入しました。そこから、休日は土鍋で炊飯するようになりました。炊いているときの音を聞くが好きで、土鍋を火にかけている間は椅子に座ってその音を楽しむようにしています（休日だからできるだらだら料理…）。

包丁で切る音、揚げる音、焼く音、煮込む音、料理中はいろいろな音が楽しめますね。だから料理が好きなのかな…と最近改めて思いました。

さて、「かけはし」は皆様方のご意見とご要望をいただきながら、様々な情報を提供していきたいと考えております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。